

議案第194号

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和2年9月4日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
福岡市中央区長浜一丁目3番4号綾杉ビル北天神5F 医療法人 福弘会	255,728円

2 事件の概要

令和元年10月24日午後4時40分頃、相手方医療法人福弘会所有の普通乗用自動車が、市内南区鶴田三丁目15番16号付近の市道を走行中、当該市道の側溝の蓋受け部分が設置されていなかったため、当該車両の通過により跳ね上がった側溝蓋に接触し、当該車両が破損して損害が生じたものである。